破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１５号
北海道檜山郡厚沢部町字上の山105番地の１
債務者　能登谷裕司
１　決定年月日時　平成22年７月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　函館地方裁判所江差支部

平成２２年（フ）第１７号
北海道檜山郡上ノ国町字桂岡85番地の１
債務者　大橋　　幸
１　決定年月日時　平成22年７月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　函館地方裁判所江差支部

平成２２年（フ）第３０５号
埼玉県草加市谷塚町731番地１　グリーンアベニュー谷塚３号棟502号室
債務者　鬼束　　剛
１　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３６３号
埼玉県三郷市戸ケ崎３丁目209番地　浜島マンション202
債務者　杉本　宗一
１　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３６５号
埼玉県越谷市大字大里171番地１
債務者　廣瀬　政彦
１　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３９８号
埼玉県吉川市大字中曽根573番地、前住所埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏655番地２
債務者　米田わかな（旧姓清水）
１　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４０３号
埼玉県越谷市大字花田713番地　サン・コーポラス越谷６―302
債務者　世古　　勇
１　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２１６号
千葉県八街市大関83番地５　アリス八街Ｂ―201
債務者　仲野　春男
１　決定年月日時　平成22年７月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２２８号
静岡県田方郡函南町大土肥184番地の２　県営函南団地205
債務者　渡邉　　強
１　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４９８号
愛知県豊田市白川町日面274番地22
債務者　高見　禮子
１　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５０２号
愛知県豊田市保見ケ丘６丁目１番地　公団120―502号
債務者　三田　瑞穂
１　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１０８０号
札幌市清田区北野６条１丁目15番23号　松尾マンション202号
債務者　新沼　雄一
１　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１９８号
札幌市白石区栄通17丁目５番25―515号
債務者　渡邉　　光
１　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８０１号
札幌市豊平区平岸２条３丁目２番29号　むつマンション３号、申立時の住所札幌市豊平区水車町５丁目５番20号　松浦アパート２Ｆ１号
債務者　大郷　昌樹
１　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８０５号
北海道千歳市里美４丁目８番地の３
債務者　菅原　　賢
１　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９４４号
札幌市手稲区手稲本町５条１丁目１番30号
債務者　畠山　朋士
１　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９５９号
札幌市清田区北野３条５丁目28番10号
債務者　武田　健太
１　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部